奈良県告示第四百四十二号

に改正し、 昭和三十九年四月奈良県告示第一号 平成二十六年四月一日から施行する。 (分任出納員への事務の委任) の一部を次のよう

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

環境課」 表くら を「くらし創造部景観 し創造部企画管理室に勤務する出納員の項中 環境局景観・自然環境課」に改め、 「くらし創造部景観・環境局自然 同表会計局に勤務

- ふるさと奈良県応爰寄祔金の区衲を丁一说務果、県说事務		?る出納員の項中	_
	光振興事業の入場料の収納を行うこと。地域振興部観光局観光振興課に係る観	うこと。	
	ずる分任出納員地域振興部観光局	税務課、県税事務 所、自動車税事務 所及び東京事務所 に勤務する分任出	
	は、無に動きのは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	が京事税事務 任出 所 発 所 所 の の の の の の の の の の の の の の の の	

す

を うこと。 納員 所、 移發調 に勤務する分任出 所及び東京事務所 自動車税事務 に、

造部景観・環境局自然環境課」 を 「くらし創造部景観・ 環境局景観・自然環境課」に、

る代執行に 第

十九号) 三年法律第四十三号)第二条の規定によ り徴収する費用の収納を行うこと。 る代執行に関し行政代執行法 土 地収用法 第百二条の二第二項の規定によ 昭 和二十六年法律第二百 (昭和二十

> 県土 務する分任出納員 部用地対策課に勤 ーマネジ メ ン \vdash

金

の収納を

奈良県立

三年法律第

り徴収する

を

写しの作成 納を行うこ 和四十六年 公開条例に 一条に規定 奈良県建

費用の収納を行うこと。 関し行政代執行法 法 行うこと。 都市公園緑化基金に係る寄附 四十三号)第二条の規定によ 百二条の二第二項の規定によ 昭昭 和二十六年法律第二百 (昭和二十 県土 県土マネジメ 務する分任出納員 部用地対策課に勤 部まちづく マネジメ り推進 ント ン

に改め、 同表奈良公園管理事務所

務する分任出納員

局公園緑地課

に勤

築計画概要書等閲覧規程 奈良県告示第五百二十号) 昭昭 第

県 土

ーマネジ

メ

ン

する概要書に係る奈良県情報 部まちづく り 推進

局建築課に勤務す

に勤務する出 納員 \mathcal{O} 項中 「奈良公園管理事務所」 を「奈良公園事務所」 に改め、 同表橿

原公苑に勤務する出納員の項中

館の更衣室に係る使用料の収納を行うこ奈良県条例第四十六号)に基づく公苑本橿原公苑使用条例(昭和二十七年七月

を

行うこと。
一様本館の更衣室に係る使用料の収納を用条例第四十六号)に基づく公用奈良県条例第四十六号)に基づく公理のでは、

二 橿原公苑に係る諸収入の収納を行う

کی

に改め、同表農業総合センターに勤務する

究セ に、 農業総合セン ンタ 出納 ー果樹振興セ 員の ンター」 「農業総合セ 項中 に、 ター 「農業総合セ 茶業振興セ ンター」を ンター高原農業振興センター」 「農業総合センター ン タ ンター」を「農業研究開発セン 「農業研究開発センター果樹・薬草研究セン 1 担い を 「農業研究開発センター 手養成課」 を 「農業研究開 を 「農業大学校」 ター 発セ に」に、 大和茶研究セ ンタ に改める。 ター」に、 「農業総合セ 大和野菜研 ンタ